

目 標 値							
項 目	現 状 (R4)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者数の割合	79.0%	78.4%	78.1%	77.8%	77.5%	77.2%	76.9%
救急医療機関、かかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール（MC）協議会等（県及び各地域）の開催回数（もしくは地域数） 【MC協議会数】 県1、地域4	0回	1回 (県)	5回 (県及び 4地域)	5回 (県及び 4地域)	5回 (県及び 4地域)	5回 (県及び 4地域)	5回 (県及び 4地域)

[県医療政策課、消防救急課調べ]

目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、初期救急医療から三次救急医療までの救急医療体制の充実強化に向け、市町村、郡市地区医師会、救急医療対策協議会等、関係機関における二次保健医療圏ごとの実情を踏まえた連携強化等の取組を支援します。
 - ・ 県は、医療機関の適正受診について、県の広報媒体やチラシ等を活用し、更なる普及啓発を推進します。
 - ・ 県は、救急電話相談について、市町村や医療機関などの協力を得ながら更なる周知啓発を図ります。
 - ・ 県は、医療機関、消防機関、県医師会等の関係機関で構成される山形県ドクターヘリ運航調整委員会を定期的に開催し、事例検証や課題への対応策の検討等により運航体制や救急搬送体制の質の向上・充実強化を図ります。また、隣県ドクターヘリとの相互応援の実施により、引き続き広域連携体制の強化を図ります。
更には、他県で導入が見られるドクターカーについて調査・検討を進めます。
 - ・ 県は、高齢者救急における医療提供体制や救命期後の適切な医療機関等への円滑な移行について、医療機関、消防機関、医師会で構成されるメディカルコントロール[※]協議会に、新たに介護施設等の地域の関係機関からも参画を得て検討を行うことにより、高齢者がより安心して医療介護等のサービスが受けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ※ メディカルコントロール：医学的観点から、救急救命士等が行う救急救命処置の質を保証すること
- ・ 県は、新興感染症の発生・まん延時において円滑な救急医療の提供がなされるよう、医療機関と連携して重症者用の病床や個人防護具等の確保を図るとともに、山形県感染症対策連携協議会等の場を活用し、医療機関や消防機関との連携体制を強化します。

目 標 値							
項 目	現 状	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
救急救命士のうち薬剤投与認定者の割合	99.7% (R4)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
脳卒中病院前救護（P S L S）コース講習を受講した救急救命士の延人数	299人 (R4)	336人	368人	384人	400人	416人	432人
指導救命士数	38人 (R4)	44人	44人	47人	47人	50人	50人
救急要請（入電）から医療機関収容までの平均所要時間	44.7分 (R4)	41.3分	41.3分	41.3分	39.3分	39.3分	38.8分
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者に対し一般市民により除細動（AED）が実施された割合	3.4% (R4)	4.8%	4.8%	4.8%	5.7%	5.7%	5.7%
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1か月後の生存率（直近5か年平均）	10.9% (H30～R4)	—	—	12.3%	—	12.8%	—
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1か月後の社会復帰率（直近5か年平均）	7.38% (H30～R4)	—	—	8.1%	—	8.9%	—

総務省消防庁「救急・救助の現況」[(調査周期：1年)]
[県消防救急課調べ]

目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、県メディカルコントロール協議会を定期的を開催し、より質の高い救急業務に対応できる体制の構築に取り組みます。
- ・ 県は、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」に基づく実態調査と分析を継続するとともに、円滑な搬送及び受入調整並びに転院搬送に資するシステムの構築に取り組みます。
- ・ 県は、救急搬送困難事例の減少に向けて救急医療情報システムの導入を図る消防機関と救急医療機関の取組を支援します。
- ・ 救急医療機関は、救急搬送の受入れ体制の強化により、救急搬送困難事例の減少に努めます。
- ・ 県は、市町村等による、医師の指示の下いち早く高度な救急救命処置が実施可能な救急救命士の計画的な養成を支援します。
- ・ 県は、病院前救護において、傷病者の迅速な観察、適切な判断及び救急搬送を行えるよう、救急救命士、救急隊員及び通信指令員の教育を実施します。
- ・ 県は、メディカルコントロールに精通した指導医を養成するため、引き続き指導医セミナー等を開催します。
- ・ 県は、市町村及び消防機関と連携し、心肺機能停止傷病者に対する救命処置として有効なAEDの使用法を含めた心肺蘇生法等の講習会を実施します。